

3. なぜ国民主権なのか—日本国憲法の生まれに即して

1. ポツダム宣言受諾と戦後改革

- ポツダム宣言→日本の自由主義化・民主主義化・平和主義化を要求
- 連合軍総司令部（GHQ：マッカーサー）による憲法改正の示唆
- 「憲法問題調査委員会」（松本烝治）天皇主権を変更せず
- マッカーサー草案：国民主権を要求
- 帝国議会選挙（男女普通選挙）→帝国憲法の改正手続きを経て日本国憲法へ

2. 「国体」は変わったか

- 国体論争
 - ①八月革命説（宮沢俊義）：ポツダム宣言の受諾によって天皇主権から国民主権へ
 - ②ノモス主権論（尾高朝雄）：公共の福祉（ノモス＝社会の福利）という原則は同じ
- 「国体」とは何か：帝国憲法下で国体とは、天皇主権を意味していた
- 法的意味の「国体」
 - ・君主主権と国民主権は相互排他的であるので、国民主権を取る以上は君主主権は廃止されたと考えるべき。
 - ・ノモス主権論の意味：国民主権の採用によって天皇主権の問題点が改善された
- 道徳的意味の「国体」
 - ・「あこがれの中心としての天皇」⇔ 「人間宣言」によって否定される
 - ・「宗教にかわる国家の基軸」（伊東博文）／象徴天皇制下での戦後社会の「基軸」

3. 「おしつけられた憲法」

- 憲法制定過程における GHQ の影響力
- 国家の主権→占領期には国家主権が制限されていたのだから憲法制定はできない。占領の終了をもって国民主権の成立とすることができる
- 国家における主権→国家主権が制限されていたとしても、国家における「国民主権」の成立は妨げられない。占領期の憲法制定は可能。
- 誰が、誰に、何をおしつけたのか
 - ①政府と GHQ の関係ではおしつけられたといえる
 - ②国民との関係ではおしつけられたとは言えない：国民主権、象徴天皇制、戦争放棄条項についての国民的支持、帝国議会での議論
 - ③国民自身が政府に対して「おしつけた」ものではなかった⇔憲法思想史の流れ